

福井大学医学部後援会弔意規則

第1条 本会は、正会員及び本学学生の弔事に対して、この規則の定めるところにより弔意を表する。

第2条 弔意については、下記の定めによるものとする。

(1) 香典

- | | |
|----------|---------|
| ・正会員の死亡 | 10,000円 |
| ・本学学生の死亡 | 10,000円 |

(2) 花輪・生花等(1基)

- | | | |
|----------|---------|----|
| ・正会員の死亡 | 10,000円 | 程度 |
| ・本学学生の死亡 | 10,000円 | 程度 |

第3条 香典及び花輪・生花等は、「福井大学医学部後援会」名で行う。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。